

水道残渣搬出運搬業務仕様書

1. 件 名 水道残渣搬出運搬業務
2. 場 所 貝塚市津田 11 番地 津田浄水場
3. 委託期間 令和 7 年 7 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
4. 業務内容
 - イ) 津田浄水場排水処理施設の脱水機及び生物接触ろ過装置より排出される水道残渣（浄水污泥）を本市指定の受入先へ搬出するものである。
 - ロ) 本市指定の受入先は大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地（〒592-8331 堺市西区築港新町 4 丁 4 番 TEL072-243-4931）とする。
 - ハ) 搬出は、本市係員の指定した日とし、搬出時間は原則として午前 9 時から午後 4 時までとする。
 - ニ) 搬出量は、本市排水処理施設および生物接触ろ過装置より算定される数量とする。ただし、算定数量は処理状況によって多少変化する場合がある。
一回あたりの搬出量は、排水処理施設からの脱水ケーキ 約 4 トン、生物接触処理装置からのろ過砂 約 5 トンとする。
 - ホ) 搬出車はコンテナを積み下ろしでき、上記一回あたりの搬出量を積載できる車両とする。
 - ヘ) 搬出用のコンテナは、ダンピングできる形状とする。（観音開き、片開き、トレーラー、パッカー車は不可）
排水処理施設の脱水ケーキはホッパーがあるが、搬出のタイミングが読めない為、常時搬出できるように、コンテナを 1 台、準備しておくこと。また、生物接触ろ過装置のろ過砂はホッパー等がなく、一度に積み込むことができない為、コンテナを常時 2 台、指定箇所へ置いておくこと。
 - ト) 搬出経路は、津田浄水場より大阪臨海線、阪神高速湾岸線（岸和田南→石津）、堺基地とし、往路、復路共に指定した経路を通り、高速道路の領収書または E T C 利用明細書等のコピーを請求書に添付し市に提出する事。
 - チ) 受託者は、運搬するにあたり、その途上において積載物が飛散、流出又は、落下しないよう運搬車両の荷物台全面をシートカバー等で覆蓋すると共に、道路交通法、道路運送法、関連法規を遵守すること。

尚、運送中において発生した事故、又は損害については、すべて受託者の責任でこれを解決、処理する事。

リ) 受託者は、受入先、係員の指示及び本市係員の指示を守り誠意をもって業務を遂行する事。

又、本市係員がその事由を明示して著しく不相当と認めた場合は、受託者の従業員を交替させる事。

5. 運搬上の制約

イ) 当日積み込み、当日搬出の原則を守る事。

ロ) 書類の提出を求められた時は、速やかに提出する事。

ハ) 残渣運搬作業が完了すれば、浄水場構内に落ちている残渣を取り除き清掃する事。

ニ) 受入先へ運搬する時は、必ずフェニックスカードを持参又、搬入車証は現地係員の確認できる場所に掲示する事。

ホ) 搬出の際は、登録した車両で廃棄物を搬出する事。

ヘ) 搬出の際は、運搬車両の車体に大阪湾広域臨海環境センターが指定した標識（ステッカー）を前面、進行方向左側面、後面の3面に常時貼付する事。

ト) 堺基地廃棄物搬入要領を厳守すること。

6. マニフェストについて

イ) 電子マニフェストにより速やかに処理するものとする。

7. 請求支払について

イ) 1トンあたりの単価に搬出重量を乗じた額での支払いとする。

ロ) 請求時の搬出重量は、大阪湾広域臨海環境整備センターが発行する受入伝票に記載の受入重量（t）とする。

ハ) 契約締結後、消費税法等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、受託者は、この契約をなんら変更することなく、契約金額に相当額を加減して支払う。但し、その他の要因で委託金額に変更が必要と認める場合は、委託者と協議する。

以上